

でんさいネットご利用の際の留意事項について

項目	ご注意いただきたいこと								
個人情報の取扱	<p>▶ 当行はお客様の個人情報を、当行が定める業務内容、また利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。</p>								
利用料	<p>▶ <u>サービスをご利用いただくにあたり、窓口利用のお客様は 3,300 円の基本手数料がかかります。</u>（インターネット利用のお客様は無料です。）</p> <p>▶ <u>その他お取引ごとに店頭およびHPに提示している手数料をお支払ください。</u></p> <p>▶ 請求した相手方の利用契約に請求の権限がない場合や、制限があり取引できない場合（以下 1～4）は「エラー」として処理されますが、手数料課金の対象となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>債権者請求方式利用なしの相手方に、債権者請求方式で請求を行った場合</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>債務者利用なしの相手方に、債権者請求方式で請求を行った場合</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>指定許可利用の相手方へ請求を行うとき、自らが「指定許可先」に指定されていない場合</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>請求した相手方に、利用制限が設定されている場合</td> </tr> </table> <p>▶ 手数料引落日は、毎月 15 日です。前月の利用分を月末に集計し、申込代表口座より引落します。</p>	1	債権者請求方式利用なしの相手方に、債権者請求方式で請求を行った場合	2	債務者利用なしの相手方に、債権者請求方式で請求を行った場合	3	指定許可利用の相手方へ請求を行うとき、自らが「指定許可先」に指定されていない場合	4	請求した相手方に、利用制限が設定されている場合
1	債権者請求方式利用なしの相手方に、債権者請求方式で請求を行った場合								
2	債務者利用なしの相手方に、債権者請求方式で請求を行った場合								
3	指定許可利用の相手方へ請求を行うとき、自らが「指定許可先」に指定されていない場合								
4	請求した相手方に、利用制限が設定されている場合								
利用申込	<p>▶ 利用申込の際は『しがぎん』でんさいサービス利用申込書』を必要書類とともに窓口へ提出してください。</p> <p>▶ 利用申込には審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。審査の可否にかかわらず、利用申込書の返却はいたしません。</p>								
利用方法	<p>▶ インターネット、または当行窓口を通じてサービスを利用することができます。</p> <p><u>ただし、窓口で各種請求を依頼する際は支払期日の 10 営業日前までに必要書類を提出してください。</u></p> <p>▶ <u>利用特約「債権者限定特約」を選択されますと、債務者としてでんさいを発行する等の行為はできません。</u></p> <p>▶ <u>指定許可機能を利用される場合は、別途当行所定のサービス内容申出書兼変更届を提出してください。指定許可機能を利用されると、お客様が指定した取引先以外からの記録請求を受け取ることはできません。</u></p>								
サービスの提供時間 (営業日・営業時間)	<p>▶ <u>サービスの提供時間は、利用方法により異なります。</u></p> <p>・インターネット利用のお客様</p> <p>平日（月～金）9：00～15：00（当日付、予約記録請求可能） 15：00～21：00（予約記録請求のみ可能）</p> <p>休日（土日祝）9：00～15：00（当日付、予約記録請求可能） 15：00～18：00（予約記録請求のみ可能）</p> <p>※上記にかかわらず、年末年始（12月31日～1月3日）、GW（5月3～5日）および毎月第二土曜日は、サービスを休止します。</p> <p>・窓口利用のお客様</p> <p>平日（月～金）9：00～15：00 ※当日付の記録請求はできません。</p>								
利用者番号	<p>▶ <u>お客様には、1 法人（個人事業主である場合には 1 人）につき 1 つの利用者番号を付与いたします。</u></p> <p>▶ 複数の窓口金融機関*1 をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。</p>								
本人確認	<p>▶ 当行では各種請求受付時、以下により、利用者の本人確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットで各種請求をする場合は、パソコン等により当行に送信された ID、パスワード等とお届けの ID、パスワード等の一致 ・窓口で各種請求をする場合は、提出された書類に押印された印鑑とお届け印との一致 								

項目	ご注意いただきたいこと
他の記録機関との関係 (記録機関変更記録)	<p>▶ でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。</p> <p>▶ なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。</p>
でんさい*2 の発生 (手形の振出に相当)	<p>▶ でんさいを発生させる際の債権金額は、1 円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1 円単位で設定いただけます。</p> <p>▶ でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して 3 銀行営業日経過した日以降で 10 年後の応当日までの範囲で設定いただけます。</p>
でんさいの譲渡 (手形の裏書に相当)	<p>▶ <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。</u>すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*3）、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うこととなります。</p> <p>▶ 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。</p>
でんさいの分割譲渡	<p>▶ でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。（※例：1,000 万円の でんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円の でんさいを自分の債権として保有。）</p> <p>▶ <u>分割のみの取扱いはできません。</u></p>
でんさいの取消等	<p>▶ <u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して 1～5 銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）</u></p>
でんさいの記録内容の変更	<p>▶ <u>利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u>（※利害関係者が 3 名以上いる場合は利用方法にかかわらず、利害関係者全員の署名・捺印のある窓口へ書面を提出していただく手続きとなります。でんさいの記録請求は内容をよくご確認のうえ、行ってください。）</p>
記録請求の制限期間	<p>▶ <u>でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。</u>（※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の 3 銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考 2」をご参照ください。）</p>
でんさいの決済（支払い） (口座間送金決済*4)	<p>▶ <u>でんさいの決済（支払い）は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、支払期日の前日までに決済口座に資金をご準備ください。</u></p> <p>▶ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科せられます。</u>（※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。）</p> <p>▶ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。</p> <p>▶ <u>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*5（でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。）は、債権者に対して、支払義務を負います。</u></p> <p>▶ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*6 を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。</p>
口座間送金決済の中止	<p>▶ <u>支払期日の延期等で口座間送金決済を中止する場合は、債権者が中止依頼を申出てください。</u>なお当行が債権者側の窓口金融機関に当たる場合、支払期日の前営業日の 15 時までに「<u>口座間送金決済中止依頼書</u>」を提出してください。</p>

項目	ご注意いただきたいこと
支払不能処分制度 (手形の不渡処分制度に相当)	<p>▶ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、原則として当該債務者のお客様には、支払不能処分が科せられます。</u></p> <p>▶ <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u> ・ <u>1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科せられます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科せられます。</u> <p>▶ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</p> <p>▶ 手形交換所の不渡処分制度とは別制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はしません。</p>
異議申立の手続	<p>▶ <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合は口座間送金決済を中止します。債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</u></p> <p>▶ <u>債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。</u></p> <p>(※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。)</p>
開示	<p>▶ <u>でんさいの債権内容の情報(以下「記録情報」)、でんさいネットに提供された利用者情報(以下「提供情報」)を照会したい場合は、開示請求を行ってください。</u></p> <p>▶ <u>「記録情報」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む))とその窓口金融機関です。</u></p> <p>▶ <u>「提供情報」の開示請求ができる者は、当該記録請求にかかわる利用者、または利用契約を解約した元利用者です。</u></p> <p>▶ <u>インターネットで開示請求をする場合は、利用者自身で開示請求操作のうえ、画面上で開示結果を確認してください。</u></p> <p>▶ <u>窓口で開示請求をする場合は、当行窓口「開示請求書」を提出してください。請求者には書面で開示結果を交付します。</u></p>

「ご参考1：説明に使用する用語」

項目	ご注意いただきたいこと
※1 窓口金融機関	お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
※2 でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
※3 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
※4 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
※5 電子記録保証人	でんさいの債務者にかかる債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
※6 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

【ご参考2：支払期日前後の記録の制限】

各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可)	支払期日を基準とした記録請求日 (でんさいネット必着日)										
	7 銀行営業日 前以前	6 銀行営業日 前	5 銀行営業日 前	4 銀行営業日 前	3 銀行営業日 前	2 銀行営業日 前	1 銀行営業日 前	支払期日	1 銀行営業日 後	2 銀行営業日 後	3 銀行営業日 後以降
1. 発生記録請求 (請求者：債務者 債権者 債権者請求方式は7営業日以前)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者 債権者請求方式は7営業日以前)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者：債権者 債権者請求方式は7営業日以前)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者：債権者)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合)(注1) (請求者：債権者)	○	○	○	○	○	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
	○ (注7)	－	－	－	－	－	－	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○
6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
①利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前)	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
a. オンラインで承諾を得る方法(注4) (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
②利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後)	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－
(請求者：債務者 債権者 保証人(注2))	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
- (注2) 「単独請求」をした保証人のほか、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
- (注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
- (注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
- (注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
- (注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
- (注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
- (注8) 債権金額全額について、債務者の支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
- (注9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。